

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会  
第 5 回製品 3 R システム高度化ワーキング・グループ  
議事要旨

日時：平成 17 年 5 月 31 日（火） 14：00～16：00

場所：三田共用会議所 1 階 講堂

議題：

- ( 1 ) 製品 3 R システム高度化にかかる課題について
- ( 2 ) 中間とりまとめ（案）へのパブリックコメントの結果について
- ( 3 ) その他

議事内容（委員による主な質問、意見）

（資料 3 に対する委員からの主な意見、質問）

（角田委員）

- ・ 3 R 対応商品を購入したユーザーには補助金や免税措置を与える制度が必要という意見があるが、今後は儲からないから取り組まない、高いから購入しないなどの雰囲気ではいけない。そうしなければ、地球温暖化問題に対処できなくなるとともに、消費者を説得する力も萎える。

（松尾委員）

- ・ 日本型の 3 R システムに向けた取組みは基本的には評価されている。
- ・ 国際資源循環が再生資源の調達に影響を与えるという危惧が指摘されており、今後取り組む必要がある。

（中原委員）

- ・ 消費者が環境を意識して具体的に取り組む行動としては、まずはリサイクルがある。
- ・ リサイクル対象を拡大することを考えた場合、国民各層のコンセンサスを得るには、ランドマーク的な商品を扱うのが良い。携帯電話は生産台数が年間 7000 万台で、子供から高齢者まで、国民各層が持っており、適していると思う。

（井内課長）

- ・ 使用済み携帯電話は、キャリア会社の自主回収スキームに基づき、直営ショップなどで回収されている。しかし、家庭に退蔵されているケースも多く、回収率は余り高くない。希少金属を含有するが、（1 台あたりの）含有量は少ないこともあり、回収を効率的に行わなければ

リサイクルは難しい。

(永田座長)

- ・ 既存のシステムをどのように増強するか。ユーザーが店舗に持って来てくれればリサイクルできるということだが、どの程度周知されているのか。また、セキュリティの問題にどのように対応するのか。そうした点の高度化は必要ではないか。
- ・ 目立つ製品について、(回収・リサイクルに)適切に取り組むことが大切。

(井内課長)

- ・ 国際資源循環については、自国内で循環できない場合に、汚染を拡散しないような形で、適切に管理した上でいかに資源を広域利用していくか、国内で循環させることが出来ない場合にどのように循環させるかといった課題はある。国際分業の中で環境配慮設計を進める観点から、クローズドでどのように回すのかということは、今後、産業界からも問題意識として出てくると思われる。その点を国としてもどのように支援できるか考えたい。
- ・ 角田委員の指摘は同感だが、むしろ環境配慮情報を上手く消費者訴求に持っていく方法についてご議論頂きたい。

(角田委員)

- ・ 消費者の意識が今後強く求められるところ。消費者はこれまで力を入れていたが、現在は意識が弱まっているように感じられ、今後(一層)力を入れるためにマスコミの力を借りたい。

(児玉委員)

- ・ インセンティブが必要であるとの意見があるが、モデルケースを作ってアピールするなど、インセンティブを具体的に示す必要がある。単に理念的に大事だといってもわからないのではないか。

(永田座長)

- ・ 子供にペットボトルのお茶と、茶筒と急須を渡して、環境に優しいお茶の飲み方を選択させると、子供はリサイクルできるからという理由でペットボトルの方を選択する。手段が目的化している傾向があるのは反省すべき。

(資料4～8に対する委員からの主な意見、質問)

(安立委員)

- ・ 資料4 - 1に関して、W E E E 指令に、国民一人あたり 4kg の回収を義務付けるとある。リデュースの観点から考えると、軽薄短小技術開発の促進を妨げることにはならないか。
- ・ 資料5に関して、WG 2 は(社)日本電機工業会が事務局を務めることになった。本ワーキ

ング・グループの検討成果も盛り込みたい。

(永田座長)

- ・ 資料4について、R o H S 指令を巡る状況に関してもっと具体的な内容を解説して欲しい。「手続きに庇護がある」という指摘は具体的にはどのような指摘だったのか。

(諏訪補佐)

- ・ 過去に他の指令を作成する際に、事前に議会と調整するといったことを約束していたが、今回は守られていなかったようである。

(永田座長)

- ・ 指令の内容が満足できるものであったなら、言いがかりはつけられなかったのではないかと。内容が不十分だったということか。

(辻本補佐)

- ・ 欧州議会が当初予定していた以上に適用除外が増えており、欧州議会が欧州委員会に対して不満を持っていたとのことである。

(諏訪補佐)

- ・ T A C は本来非公開であるが、イギリスの貿易産業省が議事メモをホームページで公開している。政府としては、日・E U の規制改革の中で、情報公開を依頼している。

(井内課長)

- ・ 欧州の動向については引き続き情報収集に努めたい。
- ・ W E E E 指令の回収重量義務に関しては、日本製品の場合は軽量化などが進んでいる。今後制度設計をする際に考えたい。欧州でもリサイクルは進んでいるが、リデュースは必ずしも進んでいない。

(永田座長)

- ・ 過渡的な目標を掲げているが、持続的な目標といった感覚は恐らくないのではないかと。減量化などにつながる施策を重点施策として進めるべきという話は日本からもコメントしたい。
- ・ W E E E 指令の各国国内法において孤児製品はどのような扱いになるのか。各国の国内法に落とす際には柔軟に定められるのか。

(井内課長)

- ・ (孤児製品の対応は)シェア割が基本的な方針になると思われる。各国それぞれ共同回収・リサイクルスキームを構築しており、基本的には欧州メーカーが中心となって作ったスキー

ムに外国メーカーが乗る形になる。

(大鶴委員)

- ・ 国の法律に落とし込む段階でかなり異なる。ドイツでは、独占禁止法との関係上、業界が共同して取り組むことが禁止された。フランスでは業界がまとまってシェアに応じて負担することになった。
- ・ 自社製品以外の製品をシェア割で処理することになるので、D f E の効果があまりない。
- ・ E U 指令では既販製品について、消費者から外出しで(リサイクル費用を明示して)徴収することも可能となっている。メーカーがシェア割で負担する仕組みの国が多いと聞いている。

(井内課長)

- ・ 情報収集し、まとめれば報告したい。

(岩本代理)

- ・ エコプロダクツと経営戦略研究会に非常に興味がある。
- ・ 「『環境ありき』という視点ではなく、『プラス環境』という視点」、「商品の魅力は、品質、価格、機能、性能等」とある。家電製品では機能や価格が最優先になるため、その中で「環境」をどのように一般市民に伝えるかは非常に難しい課題。日本の製品は相当程度に環境配慮されているが、省エネやリサイクルなど切り口が異なっており、3 R を一般社会に浸透させるためには、こうしたことを念頭におかないと空回りになる。

(永田座長)

- ・ 資源有効利用促進法の枠組みにおいて法制度化していく必要がある。対象製品の範囲も中間とりまとめから踏み込んで具体的に設定していく必要がある。
- ・ 物質の情報開示についても、物質の範囲を特定していく必要がある。
- ・ 消費者による環境配慮製品の選択を促進するための施策について議論を深めた上で、最終報告書に盛り込みたい。

(井内課長)

- ・ 消費者、需要家に3 R 配慮製品を購入して頂く方法について、積極的なご提案があったらご提示頂きたい。

(永田座長)

- ・ 色々な施策を事務局に提案して頂きたい。

(小林代理)

- ・ 具体化が必要であり、この場で早急に検討して頂きたい。

- ・ 消費者に訴求する際、3 Rについて製品間で比較するより、3 R配慮も広くあまねく対応している形で示す方が良い。

(岩本代理)

- ・ 消費者、メーカーが考えるだけでなく、リサイクラーの役割も必要である。リサイクラーの意見を入れるようにした方が良い。

*次回の日程について*

以上